



学校法人 明治薬科大学

明薬の経営は「維持員制度」により支えられています

卒業生のあなたも維持員になって、 母校を応援してください



佐川 賢一

学校法人明治薬科大学
理事長

学校法人明治薬科大学の経営は、他に類を見ない「維持員制度」により支えられています。全国の維持員の中から、4年毎に選挙等を通じて理事及び評議員を選出し、理事会及び評議員会の構成員として、学校法人の運営にあたる仕組みとなっています。

本チラシの裏面にもありますとおり、維持員制度は本学創学者・恩田重信先生の尊い志のもと、長い歴史と伝統を誇る明治薬科大学の経営基盤となっているばかりではなく、卒業生の「母校を想う気持ち」の証ともいえるものです。今期理事会では、維持員特典の充実を図るとともに、今後も維持員会の開催などを通して、維持員相互の「顔の見える関係づくり」を進めて参りたいと思いますので、卒業生の皆様には、ぜひとも維持員となっていただきますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

また、すでに維持員となられている諸先輩方におかれましては、まだ維持員になっていない卒業生への「お声がけ」を心よりお願い申し上げます。

《 維持員資格取得条件 》

維持員資格の取得には、
「明治薬科大学基金」へのご寄付が**合計10万円以上**が必要です。
なお、維持員資格取得後も、積極的にご支援をお願いいたします。

維持員の 資格を 取得するには

- 本学卒業者、この法人の教職員等が資格取得申請することができます。
- 法人が募集している「明治薬科大学基金」に10万円以上を納めていただきます。
- ご寄付いただいたことが確認された後、法人より維持員の手続きのご案内をさせていただきます。

(注) いただいたご寄付は「学校法人への寄付」として税制上の優遇措置を受けることができます。ただし、ご子息等が入学した年内のご寄付は「学校の入学にかかわる寄付金」とみなされ、原則、税制上の寄付金控除の対象外となりますのでご注意ください。

維持員特典

- 理事及び評議員選挙への参画を通して、大学経営に関与することができます。
- 維持員の子または孫が明薬に入学されたときに、恩田剛堂特別奨学金を受け取ることができます。
- 本学の薬剤師生涯学習講座の受講料が免除されます。
- 明治薬科大学図書館において、図書の貸し出しや文献サービスが利用できます。
- 本学(清瀬キャンパス)学内に掲示の「維持員芳名一覧」にご芳名を掲載いたします(掲載了承者のみ)。

今後も維持員特典をさらに充実させていく予定です。



維持員芳名一覧



学校再興のために
全国巡歴される
恩田重信先生

明薬の出身者＝維持員が経営を支えています。

明治薬科大学の維持員制度とは――

明治薬科大学は明治35年に創立された学校ですが、大正12年の関東大震災により校舎が焼失し、本学は廃校の危機に瀕しました。この時、創学者・恩田重信先生は「出身者の力を糾合して、母校の再興を計る以外に手段はない」と決心され、自ら草鞋をはいて全国を巡歴し、学校再興の資金調達に奔走されました。これが本学維持員制度の原点です。

また、恩田重信先生は、「**今後の明薬は、母校愛に燃えた出身者諸君が責任の地位について経営の任に当たってこそ将来性がある**」と述べられました。

学校法人明治薬科大学経営の最大の特徴は恩田先生のこの言葉を継承した「維持員制度」にあります。本学寄附行為第7条では、「維持員は、人格、識見ともに卓越し、物・心両面からこの法人の経営に参画し、法人の将来の発展に寄与するものとする。」と定めています。全国の維持員の中から、選挙等を通じて理事及び評議員を選出し、理事会及び評議員会の構成員として、学校法人の運営にあたるのです。



History

明治薬科大学の生い立ち

明薬は「医薬分業」の草分け

明治33年、帝国議会に「医薬分業法案」が提出されましたが、「日本は医師の数に比べ薬剤師の数が少なすぎる。現状では分業を実施しようとしても成り立たないだろう」という反対演説により否決されました。この時、創学者・恩田重信先生（東京帝国大学医学部製薬学科卒）は「分業の実現には薬剤師の増員が不可欠。ならば薬剤師を養成する教育機関をつくろう」と決意され、明治35年、「東京薬学専門学校」を開校しました。これが明治薬科大学の出発点です。すなわち、明治薬科大学は「医薬分業の草分け」と言えます。

本学では、その精神に基づいて附属薬局を設置し、より優れた薬剤師及び薬学研究者の養成教育の一翼を担うとともに、地域の医療・社会福祉にも貢献しています。



「Arbeit ist Gebet. = 労働は祈りである。」
恩田重信先生直筆の書



第一回卒業生

ご子息・ご息女が現在、 明薬生のご父母の方へ

～ご父母の寄付実績の取り扱いについて～

在学中にご父母からいただいた
明治薬科大学基金等への寄付は
ご子息・ご息女の寄付実績とすることもできます。

合計10万円以上の
寄付をいただいた場合

▶ **卒業と同時に維持員
資格取得条件を満たします**

法人では大学運営の活性化のために維持員をいっそう増やしたいと考え、在学中の学生に関して、ご父母からいただいた「明治薬科大学基金」への寄付の金額を、希望により、ご子息・ご息女の寄付実績として“見なす”制度も導入しています。

これにより、在学中（卒業式の日まで）に合計10万円以上のご寄付をいただいた場合には、当該ご子息・ご息女は卒業後すみやかに維持員資格取得条件を満たします。

ご子息・ご息女が明薬の学生である場合には、ぜひとも本制度をご活用いただき、維持員増強にご協力ください。

なお、保護者本人が維持員になる、保護者維持員という制度もあります。ご子息・ご息女が卒業後、維持員資格を譲ることができます。

維持員についての
お問い合わせ先



学校法人明治薬科大学 法人課
〒204-8588 東京都清瀬市野塩 2-522-1
電話 **042-495-8807** (直通)
FAX : 042-495-8674 e-mail : hojin@my-pharm.ac.jp

